

平成22年4月

1 被保険者の状況

(1) 被保険者数（22年3月末現在） 658,208人（前年同月比22,670人増）

(2) 増減内訳（22年3月中の異動数） (人)

本月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	計
	57	61	6,322	455	6,895
本月中減	転出	生保開始	死亡	その他	計
	90	248	2,951	22	3,311

(3) 年齢区分別（22年3月末現在） (人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	計
人数	16,130	19,123	267,938	190,528	106,947	43,294	12,334	1,914	658,208
(構成率)	(2.45%)	(2.91%)	(40.71%)	(28.95%)	(16.25%)	(6.58%)	(1.87%)	(0.28%)	(100.00%)

2 平成22年度の保険料の状況

区分	平成22年度(A)	平成21年度(B)	(A) - (B)	平成22年度 保険料率 全国順位
均等割額	44,192円	43,143円	+1,049円	13位
所得割率	10.28%	9.63%	+0.65ポイント	1位
軽減後一人当たり 平均保険料(年額)	65,319円	62,217円	+3,102円	9位

3 短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付状況（平成22年4月1日現在）

(1) 短期被保険者証 420件

(2) 被保険者資格証明書 0件

4 平成21年度における審査請求の状況（カッコ内は平成20年度の状況） (件)

申請請求 件数	→	取り下げ	却下	認容	棄却	審議中
		40(837)	0(2)	1(137)	0(1)	2(697)

5 平成22年度の広報予定内容

項目	内容
制度全般	制度の基本的事項を簡潔にまとめた冊子等の作成について
保険料関係	平成22年度の保険料率、計算方法、納付方法、軽減及び減免について
医療給付関係	高額介護合算療養費、医療費通知、第三者加害行為に係る届け出の勧奨

6 平成22年度予算額

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額

【一般会計】

市町村負担金	1,593,607	議会費	2,604
国庫支出金	35,729	総務費	236,575
保険料不均一賦課負担金	35,479	一般管理費等	236,161
運営協議会設置運営補助	250	選挙費	170
道支出金	35,479	監査委員費	244
財産収入	250	公債費	42
繰入金	85,000	諸支出金	1,513,729
繰越金	1	後期高齢者医療会計繰出金	1,473,729
諸収入	3,884	市町村支出金	40,000
		予備費	1,000
計	1,753,950	計	1,753,950

【医療会計】

市町村支出金	107,359,990	後期高齢者医療費	664,716,035
保険料等負担金	54,688,327	総務管理費	1,328,655
療養給付費負担金	52,671,663	一般管理費	791,374
国庫支出金	217,787,119	会計管理費	495
療養給付費負担金	158,014,986	電算処理システム費	536,786
高額医療費負担金	2,158,512	保険給付費	663,387,380
調整交付金	57,461,804	療養給付費等	656,553,581
特別高額医療費共同事業補助金	30,000	審査支払手数料	1,744,826
保健事業費補助金	119,817	特別高額医療費共同事業拠出金	135,169
医療費適正化事業費補助金	2,000	特別高額医療費共同事業事務費拠出金	500
道支出金	57,823,007	葬祭費	1,083,120
療養給付費負担金	52,671,663	健康診査費	591,285
高額医療費負担金	2,158,512	道財政安定化基金拠出金	1,273,483
財政安定化基金交付金	2,992,832	運営安定化基金費	2,004,416
支払基金交付金	273,161,208	諸費	1,000
特別高額医療費共同事業交付金	135,169	公債費	9,000
財産収入	5,200	諸支出金	241,301
繰入金	5,362,499	市町村支出金	241,300
一般会計繰入金	1,473,729	償還金及び還付加算金	1
臨時特例基金繰入金	3,863,570	予備費	2,000
運営安定化基金繰入金	25,200		
繰越金	3,280,000		
諸収入	54,144		
計	664,968,336	計	664,968,336

事務連絡
平成22年3月23日

各都道府県後期高齢者医療主管部（局）
各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の一部施行に伴う
後期高齢者医療被保険者証等の様式変更に係るパブリックコメントの募集等について
(情報提供)

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年成立した臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）により、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第17条の2に、「国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」規定が新たに設けられ、本年7月17日から施行される所です（別添1）。

このため、各医療保険制度においては、被保険者証等の様式を改正し、臓器提供に関する意思表示欄を設けることとしており、後期高齢者医療制度においても、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第173号）第17条に規定する被保険者証及び被保険者資格証明書の様式について、別紙1のとおり改正を行うこととし、本日から、別紙2のとおりパブリックコメントの募集を開始したところですので、情報提供いたします。

なお、今後、厚生労働省においては、当該パブリックコメントにおいて寄せられた御意見を踏まえ、被保険者証等の様式を変更する省令を本年5月上旬を目途に公布することとしておりますので、各後期高齢者医療広域連合におかれては、被保険者証の定期更新時等において、逐次改正後の様式による被保険者証等を交付していただくこととなる旨、予め御留意願います。（ただし、当分の間は、改正前の様式による被保険者証等についても交付できることとする予定です。）

つきましては、上記について御了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内の市町村（特別区を含む。）に周知願います。

臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更について①

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案(平成22年5月上旬公布、7月17日施行予定)により、各医療保険制度の被保険者証等の様式について、臓器提供に関する意思表示欄を設ける旨の改正を行う予定であり、後期高齢者医療制度においては、被保険者証及び資格証明書の様式(別紙1)が変更となる。

○ 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号) ※以下の条文の追加が平成22年7月17日に施行される。

(移植医療に関する啓発等)

第17条の2 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

○ 各広域連合においては、被保険者証の更新・新規発行の際等に、次の対応をお願いしたい。

【改正後の様式で交付する場合】

・ 臓器提供の意思表示に関する周知

臓器提供の意思表示欄の記載方法及び臓器提供制度の概要(※)について、チラシ等を作成し、被保険者証を郵送する際に合わせて送付する等の方法により周知を図る。

※ 別紙2「日本臓器移植ネットワーク 臓器提供意思表示に関するパンフレット」参照。

・ 意思表示欄保護シールの配布

意思表示した内容について、医療機関等に知られたくないという被保険者のために、意思表示欄の保護シール(※)を、市町村の窓口等に設置する、被保険者証と合わせて送付する等の方法により配布する。

※ 別紙3-I「日本臓器移植ネットワーク 意思表示欄保護シール」参照。(当該様式は運転免許証への添付を目的としたものであるため、被保険者証の様式に合わせて、サイズを変更する必要があります。)

【やむを得ず改正前の様式で交付する場合、当面被保険者証の更新が行われない場合】

・ 臓器提供意思表示シールの配布

改正前の様式の被保険者証についても、備考欄に意思表示シール(※)を貼り付けることにより、臓器提供の意思を表示できることについて、被保険者に周知を行うと共に、シールを市町村の窓口等に設置する、被保険者証と合わせて送付する等の方法により配布する。

※ 別紙3-II「日本臓器移植ネットワーク 臓器提供意思表示シール」参照。(被保険者証の備考欄の大きさに合わせて、サイズを変更する必要があります。)

保発0512第6号
平成22年5月12日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第70号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、本年7月17日（一部公布日）から施行することとされたところであるが、改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）によって改正された、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「改正臓器移植法」という。）第17条の2において、「国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」とされ、当該規定は、本年7月17日から施行されることである。

このため、改正臓器移植法の趣旨を踏まえ、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保規則」という。）等で規定する健康保険被保険者証等（以下「被保険者証等」という。）の様式を改正し、被保険者証等の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けることとした。

第二 改正の内容

第1 健保規則の一部改正（改正省令第1条）

一 臓器提供に関する意思表示欄の新設

健康保険被保険者証及び健康保険特例退職被保険者証（様式第9号）の裏面に臓

器提供に関する意思表示欄を設けることとしたこと。これに伴い、改正前の様式裏面に記載されていた注意事項については、保険者において別途被保険者に周知することとし、保険医療機関等において受診する際の窓口提出に関する事項を除き省略したこと。なお、窓口提出に関する事項についても、別途被保険者に周知することで省略できること。

二 経過措置

この省令による改正前の様式による書類（被保険者証等）は、当分の間、改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。なお、保険者においては、改正後の様式による被保険者証等の交付準備が整い次第対応されたい。

第2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条）
健保規則の一部改正に準じた改正、その他所要の改正を行うこと。

第3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）
健保規則の一部改正に準じた改正、その他所要の改正を行うこと。

第4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）
の一部改正（改正省令第4条関係）
健保規則の一部改正に準じた改正を行うこと。

第三 施行期日

改正省令は、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行日に合わせて平成22年7月17日から施行することとしたこと。ただし、第二の第2のうち、その他所要の改正規定については、公布日から施行することとしたこと。

第四 運用上の留意点について

改正後の様式で交付する場合における意思表示欄の周知方法等、運用上の留意点については、別途連絡する。

様式第三号（裏面）及び備考を次のように定める。
（裏面）

<p>注意事項</p> <p>1. この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。</p> <p>2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。</p>
<p>備 考</p>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p>
<p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p>
<p>（特記欄： 署名年月日： 年 月 日 本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>

備 考

1. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
2. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができること。
3. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。
 - (1) 滞納している保険料を納付したときは、被保険者証が交付されること。
 - (2) 災害等の特別な事情が生じたときや、障害者自立支援法の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出ること。
 - (3) 被保険者の資格を喪失したときは、直ちに、後期高齢者医療被保険者資格証明書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えること。
 - (4) この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。
 - (5) 有効期限を経過したときは、後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用することはできないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。
 - (6) 不正に後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第三号（裏面）及び備考を次のように定める。
（裏面）

<p>注意事項</p> <p>保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。</p>
<p>備 考</p>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p>
<p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません。</u></p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p>
<p>（特記欄： 署名年月日： 年 月 日 本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>

備 考

1. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
2. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができること。
3. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 被保険者の資格を喪失したときは、直ちに被保険者証を市町村に提出すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。
 - (3) 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。
 - (4) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。
 - (5) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (6) 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。

- 【目的】
- ・後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、国の保険者機能強化事業により、広域連合が市町村を選定し、収納対策に要する経費を補助する。
 - ・本事業の実施により、選定市町村の収納率向上はもとより、他市町村の収納対策のモデルとなるよう実施状況を公表し、収納に対する意識の向上を図る。

【選定市町村】 新ひだか町

- 【選定理由】
- ・収納率が低く、今後も滞納者及び滞納額が増えることが見込まれるため
 - ・事業実施計画書の内容が、後期高齢者医療専属徴収員の雇用、口座振替の勧奨の強化、滞納処分の強化等、具体的でかつ収納率の向上が見込まれ、このような収納対策の取組が他市町村のモデルになると考えられるため

【予算】 2,000,000円 （国庫補助事業）

＜納付相談支援事業のスケジュール＞	
月 日	事 項
H22.3.31	・平成22年度後期高齢者医療制度事業の実施について ・・・別添1のとおり
H22.4.19	・市町村納付相談支援事業補助金交付要綱 ・・・別添2のとおり ・市町村に事業要綱及び案内の周知
H22.5.11	・4市町村より実施計画書の提出を受け、実施対象市町村を新ひだか町と選定
H23.3月	・事業実績報告書の提出

保高発0331第1号
平成22年3月31日

各 都道府県後期高齢者医療主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

平成22年度後期高齢者医療制度事業の実施について

標記については、平成22年3月31日保発0331第7号により、保険局長から各都道府県知事あてに「平成22年度後期高齢者医療制度事業実施要綱」が示されたところであるが、その内容及び実施に当たっては、次のとおり取扱うこととしたので、貴都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び関係団体等に周知徹底を図り、積極的な事業の取組に期されたい。

1. 健康診査事業

被保険者の生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るため、広域連合が、都道府県及び市町村等との連携の下に、健康診査を実施する（広域連合が、委託等を行うことによって市町村が実施する場合を含む。）。

事業の対象となる健診項目は、特定健康診査の健診項目（腹囲を除く。）とし、以下のとおりとする。

- (ア) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- (イ) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (ウ) 身長、体重の検査
- (エ) BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）の測定
$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$
- (オ) 血圧の測定
- (カ) 血清グルタミンickオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンickピルビックトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査
- (キ) 血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査
- (ク) 血糖検査
- (ケ) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

(コ) 上記に掲げるもののほか、次の表の基準に該当する者で、かつ、医師が個別に必要と判断した場合に行うもの（追加項目）

追加項目	実施できる条件（判断基準）						
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	貧血の既往歴を有する又は視診等で貧血が疑われる者						
心電図検査（12誘導心電図） 眼底検査	前年度の健康診査の結果等において、血糖、脂質及び血圧の全てについて、次の基準に該当した者 <table border="1" data-bbox="550 593 1388 835"> <tbody> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、またはヘモグロビン A1c が 5.2%以上</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>中性脂肪の量が 150 mg/dl 以上、またはHDLコレステロールの量が 40mg/dl 未満</td> </tr> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85 mmHg 以上</td> </tr> </tbody> </table>	血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、またはヘモグロビン A1c が 5.2%以上	脂質	中性脂肪の量が 150 mg/dl 以上、またはHDLコレステロールの量が 40mg/dl 未満	血圧	収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85 mmHg 以上
血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、またはヘモグロビン A1c が 5.2%以上						
脂質	中性脂肪の量が 150 mg/dl 以上、またはHDLコレステロールの量が 40mg/dl 未満						
血圧	収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85 mmHg 以上						

2. 保険者機能強化事業

後期高齢者医療制度を安定的に運営していくために、都道府県及び市町村等との連携の下に、地域の実情を踏まえた医療費適正化対策や保険料収入確保のための以下の取組を実施する。

(1) 重複・頻回受診者等への訪問指導の強化

レセプト情報等により選定した重複・頻回受診者等に対して、保健師等により、適正受診の促進のための訪問指導を実施する（広域連合が、委託等を行うことによって市町村等が実施する場合を含む。）。

実施にあたっては、受診状況等から保健師等が指導を要すると判定した者を対象として訪問指導を行うこととし、個別に指導票を作成・管理のうえ、指導後の受診状況等を把握・分析することにより、体系的、効果的に実施することとする。

(2) 後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及・啓発（ジェネリック医薬品希望カードの作成を含む。）

ジェネリック医薬品希望カードの作成や後発医薬品利用差額通知の送付等の後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及啓発活動を実施する。

(3) 医療保険者等の「意見を聞く場」の設置等

制度の効果的な運営に資するため、被保険者や各医療保険者等の意見を広く聴取する場として懇談会等を設置、運営する。

(4) 保険料収納対策等

保険料収納率が比較的低い市町村等において、他の市町村においても今後の取組のモデルとなる、地域の実情を踏まえた滞納者へのきめ細やかな納付相談等の効果的な収納対策を企画し、実施する。

3. 特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療に関する給付の発生が後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、社団法人国民健康保険中央会が実施する、被保険者に係る著しく高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する特別高額医療費共同事業において、広域連合は、当該事業に係る費用を負担する。

北海道後期高齢者医療広域連合市町村納付相談支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）がその構成市町村（以下「市町村」という。）の行う収納対策に要する経費を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称)

第2条 この要綱の規定による補助金交付事業の名称は、北海道後期高齢者医療広域連合市町村納付相談支援事業（以下「補助事業」という。）とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、市町村が行う後期高齢者医療保険料収納対策事業（以下「収納対策事業」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱に定める補助金を受けることのできる市町村は、収納対策事業を行う市町村のうち、広域連合長が指定したものとする。

(交付額の算定)

第5条 市町村に対する補助金の交付額は、次の表の対象経費のうち広域連合長が必要と認めた額とする。

対象経費	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保管料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金
------	---

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、北海道後期高齢者医療広域連合市町村納付相談支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添えて、別に定める期限までに広域連合長に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 広域連合長は、前条の規定により交付申請書を受理したときは、内容等を審査のうえ、実施対象市町村を指定し、この要綱に基づいて予算の範囲内で補助金の交付額を決定し、当該市町村に対して北海道後期高齢者医療広域連合市町村納付相談支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 広域連合長は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(実施報告)

第9条 市町村は、当該年度の収納対策事業が完了したときは、北海道後期高齢者医療広域連合市町村納付相談支援事業実施報告書(別記様式第3号。以下「実施報告書」という。)に必要書類を添えて、別に定める期限までに広域連合長に提出するものとする。

(補助金の交付額の確定)

第10条 広域連合長は、前条の規定により実施報告書を受理した場合において、内容等を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、当該市町村に対して北海道後期高齢者医療広域連合市町村納付相談支援事業補助金交付額確定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市町村は、その超える部分について広域連合長に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

健康づくり対策の充実

1 健康診査事業（継続）

健康診査事業については、本年度においても、昨年度同様に全市町村に対し委託方式で実施する。

◎ 予算 591,285千円

◎ 健診項目（国の定める必須項目による）

- ・ 問診 ・ 身体計測 ・ 血圧測定 ・ 血中脂質検査 ・ 肝機能検査
- ・ 血糖検査 ・ 尿検査 ※市町村による追加項目は可とする。

《参考》過年度実績

	受診者数（人）	受診率（％）
平成20年度	34,616	5.62
平成21年度（見込）	61,493	9.98

2 長寿健康増進事業（継続）

長寿健康増進事業については、本年度においても、昨年度同様に全市町村を対象に補助形式で実施する。

◎予算 223,300千円

- ・ 特別調整交付金事業分 148,300千円
- ・ 広域連合独自事業分 75,000千円

◎事業内容

◇特別調整交付金事業分

市町村が行う、被保険者の健康づくりに関わる事業の経費を補助

【対象事業】国の補助メニューによる。

- ① 健康相談、健康に関するリーフレットの提供
- ② スポーツクラブ、保養施設等の利用助成
- ③ スポーツ大会、レクリエーション等の運営
- ④ その他、健康増進のために必要と認められるもの

◇広域連合独自事業分（すこやか推進事業）

市町村が行う、被保険者への「がん検診・インフルエンザ予防接種事業」に係る経費を補助

《参考》過年度実績

	実施市町村数	
	特別調整交付金分	広域独自事業分
平成20年度	40	-
平成21年度（見込）	80	177

3 広域連合保健師配置事業（新規：いきいき健康増進事業）

広域連合に保健師を配置し、健診の受診促進のための調整、企画、研究及び被保険者からの健康相談対応のほか総合的な健康増進に関する業務を行う。

◎予算 10,491千円

4 健診受診率向上支援事業（新規：いきいき健康増進事業）

道内で受診率の高い市町村をモデル市町村として選定し、その参考事例等を基に受診率の低い市町村を対象に、受診率の向上のための事例研修会や勉強会等を行うとともに、その結果を踏まえ広域連合としても可能な支援を検討する。

◎予算 700千円

5 健康管理普及啓発事業（新規：いきいき健康増進事業）

後期高齢者向けの「健康管理ガイド（冊子）」を作成し、被保険者へ配付することにより、被保険者の健康意識を高め健康の保持増進を図る。

◎予算 6,000千円

6 レセプトデータ・ネットワーク事業（新規：いきいき健康増進事業）

各市町村に対し、被保険者のレセプト情報を提供し、後期高齢者の健康指導・健康管理、医療・疾病分析など各市町村の保健・医療施策に活用していただき、被保険者の健康保持増進に資する。

◎予算 36,400 千円

☆ 新規事業である「いきいき健康増進事業（上記3～6）」の遂行にあたっては、被保険者の健康づくりを総合的に進めるため、医療給付専門（保健師）を中心に市町村等と十分な連携のもと、実施予定事業の効果的な展開のほか、新たな施策の検討を含め一体的かつ柔軟な執行をしていく。

◇ その他（報告）

○ジェネリック医薬品希望カードについて

「ジェネリック医薬品希望カード」については、本年4月30日に構成市町村へ発送し、希望者への配布を依頼したところである。

○医療費通知について

本年度より、受診者全員へ送付する方式から、希望者のみへ送付する方式への変更に伴い、既に希望者の取り纏めを行っているところである。

なお、希望者受付については、市区町村、広域連合の双方で行っている。

（周知スケジュール）

- ・ 本年3月の医療費通知への掲載にて周知（済）
- ・ 市町村広報誌に掲載依頼（7月）
- ・ 本広域連合ホームページに掲載（6月～）

平成22年度新規施策

申請手続きの利便性向上（やさしい申請手続推進事業）について

1 事業概要

標準システムから出力される帳票の文字拡大等により、被保険者が申請手続き等を円滑に行えるよう案内様式を改善する。また、市町村への情報提供を多様化し事務執行の効率化・高精度化を支援する。

2 実施内容

- (1) 高額療養費お知らせの印字様式変更（被保険者向）
- (2) 高額介護合算お知らせの印字様式変更（被保険者向）
- (3) 負担区分変更リストのデータ提供（市町村向）
- (4) その他様式（現在選定中）

3 実施時期

本年度末までに順次実施予定

<例> ここに示した例については、現在設計中のため最終の様式とは異なります。

様式（例）																	
変更前	<p>とおり高額医療・高額介護合算制度の支給対象となっておりますのでお知らせします。 支給を受けるためには申請が必要ですので、同封の申請書に必要事項を記入の上、 なお、ご不明な点については、下記の市区町村の医療保険窓口、またはご加入の介護 わせください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算対象期間</th> <th colspan="3">平成 20年 4月 ~ 平成 21年 7</th> </tr> <tr> <th>被保険者氏名</th> <th>医療負担額</th> <th>医療支給額（見込）</th> <th>介護負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広城 太郎</td> <td>¥58,771</td> <td>¥7,002</td> <td>¥220,9</td> </tr> <tr> <td>ひろき</td> <td>¥4,147</td> <td>¥405</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計算対象期間	平成 20年 4月 ~ 平成 21年 7			被保険者氏名	医療負担額	医療支給額（見込）	介護負担額	広城 太郎	¥58,771	¥7,002	¥220,9	ひろき	¥4,147	¥405	
計算対象期間	平成 20年 4月 ~ 平成 21年 7																
被保険者氏名	医療負担額	医療支給額（見込）	介護負担額														
広城 太郎	¥58,771	¥7,002	¥220,9														
ひろき	¥4,147	¥405															
変更後	<p>とおり高額医療・高額介護合算制度の支給対象となっておりますのでお知らせします。 支給を受けるためには申請が必要ですので、同封の申請書に必要事項を記入の上、 なお、ご不明な点については、下記の市区町村の医療保険窓口、またはご加入の介護 わせください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算対象期間</th> <th colspan="3">平成 20年 4月 ~ 平成 21年 7</th> </tr> <tr> <th>被保険者氏名</th> <th>医療負担額</th> <th>医療支給額（見込）</th> <th>介護負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広城 太郎</td> <td>¥58,771</td> <td>¥7,002</td> <td>¥220,9</td> </tr> <tr> <td>ひろき</td> <td>¥4,147</td> <td>¥405</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計算対象期間	平成 20年 4月 ~ 平成 21年 7			被保険者氏名	医療負担額	医療支給額（見込）	介護負担額	広城 太郎	¥58,771	¥7,002	¥220,9	ひろき	¥4,147	¥405	
計算対象期間	平成 20年 4月 ~ 平成 21年 7																
被保険者氏名	医療負担額	医療支給額（見込）	介護負担額														
広城 太郎	¥58,771	¥7,002	¥220,9														
ひろき	¥4,147	¥405															

【これまでの運営協議会取組み】

開催日・場所	主な議題
平成20年 6月25日 北海道立道民活動センター (かでの2. 7) 710会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新制度の運営の状況等について 2. 平成20年度広報事業計画について 3. 平成20年度後期高齢者医療会計予算について 4. 一連の見直しに対する広域連合の対応について 5. 市町村意見募集について
平成20年 9月26日 国保会館 4階 理事会室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北海道後期高齢者医療広域連合の事業実施状況について 2. 平成19年度決算状況について 3. 平成20年度広報事業計画について 4. 医療費通知について 5. 特別対策の実施及び検討状況について 6. 平成20年度における保健事業（長寿・健康増進事業）の実施について
平成20年10月29日 国保会館 4階 理事会室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北海道後期高齢者医療広域連合の事業実施状況について 2. 後期高齢者医療に関する条例の一部改正等について (1) 保健事業について (2) 平成20年度補正予算案（第2回）について 3. 特別対策における資格証明書の交付基準について
平成21年 1月29日 国保会館 4階 理事会室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北海道後期高齢者医療広域連合の事業実施状況について 2. 平成20年度補正予算案について 3. 平成21年度予算編成について
平成21年 3月23日 国保会館 5階 大会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北海道後期高齢者医療広域連合の事業実施状況について 2. 資格証明書の運用について 3. 医療費通知に係る検討状況について
平成21年 7月 3日 国保会館 4階 理事会室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成21年第1回広域連合臨時議会について 2. 平成21年度後期高齢者医療保険料軽減措置について 3. 短期被保険者証の交付の取扱いについて 4. 平成20年度広域連合事業の実績について
平成21年10月23日 WEST19 2階 大会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成20年度各会計決算及び事業実績について 2. 平成21年度補正予算の概要について 3. 平成21年度広報事業計画について 4. 平成22年度予算編成について 5. 平成22・23年度保険料の仮保険料率について 6. 収納対策について 7. 医療費通知の今後の取扱いについて 8. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

開催日・場所	主な議題
平成22年 2月 4日 北海道立道民活動センター (かでの2. 7) 1030 会議室	1. 北海道後期高齢者医療広域連合の事業状況について 2. 平成21年度第3回補正予算案について 3. 平成22年度当初予算案について 4. 条例改正案について
運営協議会での意見を受け事業に反映された主な内容	
健康増進事業関連	人間ドックについては、平成20年度より市町村が実施する人間ドック事業に関して補助を実施。 平成21年度は「がん検診・インフルエンザ予防接種事業」を独自に実施。
医療費通知関連	平成20年度医療通知を年2回実施。平成21年度については、9月と3月の前年同様の年2回で実施し、2回目に通知した際に次回から希望者にのみ通知することとし、平成22年度からは前回通知で希望した被保険者のみ通知することとした。 なお、それまで病院にかかっていたいなかったものや新被保険者へは広報事業等を通じてことあるごとに周知していく。
収納対策関連 (資格証明書等)	国からの通知等を基に要綱を整備し短期証・資格証明書を発行できるようにしたが、資格証明書については、納付折衝や納付誓約を強化・重視し交付までにはいたっていない。
保険料軽減措置関連	平成20年7月18日に北海道・市長会・町村会と連名で国に保険料軽減措置の継続と軽減分の財政措置について要望。また、軽減判定についても個人単位とする旨の要望もしている。
審査支払手数料関連	平成22・23年度保険料率の被保険者負担の上昇に伴い、経費削減のため国保と比べ手数料が高い審査支払手数料について、審査機関と折衝。平成22年度からの経費圧縮に努めた。
全国協議会設立関連	平成21年6月に「全国後期高齢者医療広域連合協議会」を設立。全国各地で課題となっている事項等について意見を集約し、必要な制度改善を国等に提案している。